

福祉用具リサイクル事業について

家庭でご不用になった福祉用具を、必要としている方へお譲りすることで用具の普及と不用品の有効利用を図ることを目的に、その紹介などを行います。

対象の福祉用具

●車いす ●歩行器 ●電動ベッド

※破損していたり不具合のあるものはリサイクルできません。

＼ ゆずりたい方 ／

①大野城市社会福祉協議会までお電話などでご相談ください。

※対象の福祉用具の動作確認や点検清掃をお願いします。

②リサイクル登録申請書を提出いただきます。福祉用具は社協へ持参いただくか職員が訪問し、状態を確認し、写真を撮ります。

③福祉用具はゆずり受けたい方が現れるまで、ご自宅で保管してください。リサイクル登録状況は、総合福祉センター内へ掲示の他、Twitter、社協だよりなどに掲載する可能性があります。（個人情報に掲載しません）

④6ヶ月以内にゆずり受けたい方が現れたら、当事者同士で引き渡しいただくか、社協の職員が立ち会い引き渡しいたします。当人同士の場合、連絡先をお伝えしますので、日時や方法など決めてください。

※匿名でのみ、ゆずりたい場合は予めお知らせください。

※登録期間は6ヶ月です。延長を希望される場合ご相談下さい。

裏面もご覧ください。

＼ ゆずり受けたい方 ／

※福祉用具は、以前使用されていたリサイクル品です。新品同様のものをお求めの方はご遠慮ください。
福祉用具の保証や返却などはできかねますので、あらかじめご了承ください。



①大野城市社会福祉協議会までお電話などでご相談ください。リサイクル登録されているものの中に、希望のものがありましたら引き取りの手続きをいたします。

②引き取りの方法はいくつかあります。それらに伴う費用は、ゆずり受けたい方のご負担となります。

(方法1) ゆずりたい方のご自宅へ伺いご自身で引き取る。

(方法2) 業者に依頼して引き取る。

(方法3) 社協で契約している業者に依頼して引き取る。
→社協へご相談ください。

電動ベッドの解体移動設置（平屋から平屋）の場合、おおよそ10,000円ほどのご負担となります。搬入経路、設置位置などをあらかじめご確認ください。

お問い合わせ先

社会福祉法人 大野城市社会福祉協議会

〒816-0934大野城市曙町2-3-2総合福祉センター

☎092-572-7700（平日8:30~17:00）

地域課まで